

平成28年度 中小企業等外国出願支援事業 「外国出願」企業募集のご案内

(公財)岡山県産業振興財団では、県内中小企業者等の海外展開に向けた支援の一環として、基礎となる国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）と同内容の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

「補助率及び補助限度額」

補助率 補助対象経費の1/2以内

補助額 1企業に対する1会計年度内の上限額：300万円

案件ごとの上限額：特許150万円

実用新案・意匠・商標60万円

冒認対策商標30万円

申請期間

平成28年8月12日（金）～11月11日（金）午後5時まで（必着）

（※ただし、今年度予算が無くなった時点で募集を終了します）

事前相談について

中小企業等外国出願支援事業の申請書提出にあたっては、先行技術調査結果が必要などの申請要件がありますので、事前に下記担当者までご相談頂きますようお願いいたします。

補助対象となる特許等

既に日本国特許庁に出願済みの「特許」「実用新案」「意匠」「商標」を活用して、海外展開を図るために外国へ出願する事業。但し交付決定日以降、平成29年2月22日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限りします。

補助対象企業

県内に主たる事業所を有する中小企業者等

補助対象経費

外国特許庁への出願に要する出願手数料、弁理士費用、翻訳料など。

※補助対象経費のうち、交付決定日から平成29年2月22日までに支出が完了した経費が補助対象となります。交付決定日前に要した経費は、補助対象となりません。

※補助対象外費用：国内出願費用、日本国特許庁へのPCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等）、日本国特許庁への国際商標登録出願の手数料、前述の費用に係る弁理士費用等。

※補助額は、消費税及び地方消費税を除きます。また、審査結果等により申請額を減額して交付決定することがあります。

申請方法

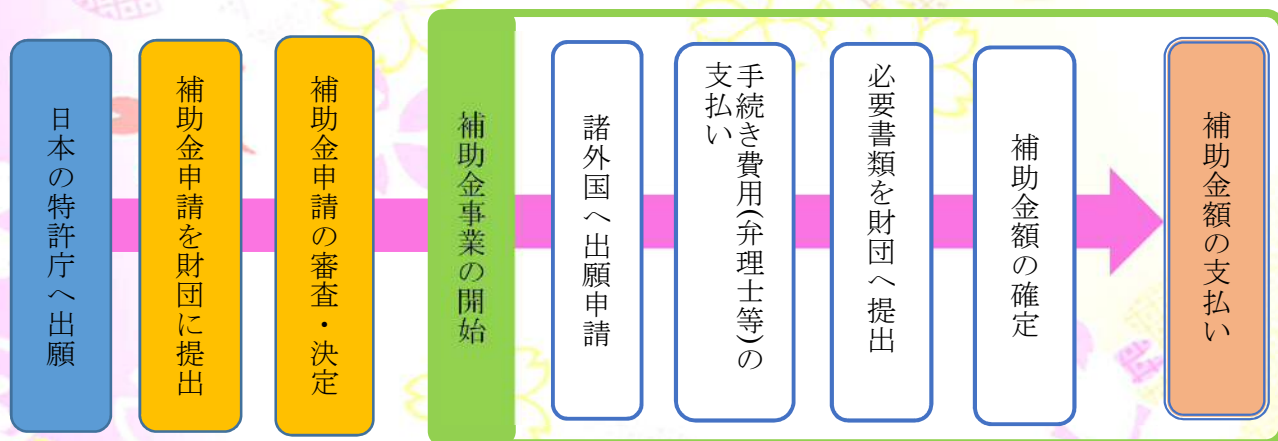
事前ヒアリングを行った後に申請書類をお渡し、その後提出ください。

選考方法等

企業の選定にあたっては、審査委員会で選考のうえ、適宜決定する予定です。

なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

【手続きの流れ】



お問い合わせ先・申請書提出先

(公財)岡山県産業振興財団 技術支援部 知的財産支援課 担当：石部、野瀬

〒701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3F

TEL 086-286-9711 FAX 086-286-9706 E-mail chizai@optic.or.jp